

## 福島空港定期便等利用旅行商品造成支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、福島空港の活性化に寄与すると認められ、国内定期便または国内チャーター便による旅行商品を販売する事業者（以下「事業者」という。）に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (助成の対象及び補助額)

第2条 補助金は、別表に掲げる国内定期便または国内チャーター便を利用した旅行商品の広告宣伝について、同表に定める事業者に対して交付するものとし、その額は同表に定める額とする。

### (申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書は、第1号様式によるものとし、その提出期限は、当該事業を実施する日の15日前までとする。

2 団体等は、前項の規定に基づき補助金の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方税法の規定により仕入に係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

### (補助金の交付条件)

第4条 規則第6条第1項第1号の別に定める軽微な変更は、補助額の増減を伴わない事業計画の変更とする。

### (申請を取り下げることのできる期日)

第5条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

### (変更等の承認申請)

第6条 規則第9条第1項の規定に基づき、事業内容の変更等について承認を受けようとする場合は、補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）を提出しなければならない。

(事情変更による決定の取消し等)

第7条 知事は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 知事が前項の規定により補助金の交付の決定を取り消す場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 補助事業者が、その責めに帰すべき事情によらないで、補助事業を遂行することができなくなった場合

(3) 第5条の規定は、第1項の取消し又は変更をした場合について準用する。

(完了報告)

第8条 補助事業を実施した事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに完了報告書(第3号様式)を提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第13条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書(第4号様式)に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(1) 事業実績報告書

(2) その他参考となる資料

(補助金の交付の請求)

第10条 補助金交付の決定の通知を受けた事業者は、補助事業が完了したときは、福島空港定期便利等用旅行商品造成支援事業補助金交付請求書(第5号様式)を速やかに提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書(第6号様式)を速やかに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の

全額又は一部の返還を命ずることができる。

(会計帳簿の整備等)

第12条 補助金の交付を受けた事業者は、補助金の収支の状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

附 則

この要綱は、令和2年7月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象事業者	補助対象	補助額
<p>福島空港を利用した旅行商品を販売する以下のいずれかの事業者。</p> <p>1 一般社団法人日本旅行業協会に加盟している旅行会社</p> <p>2 一般社団法人全国旅行業協会に加盟している旅行会社</p> <p>3 1又は2の条件を満たす複数の旅行会社により構成される団体等</p>	<p>以下に定める条件をいずれか満たす募集型企画旅行の広告宣伝活動。</p> <p>1 福島空港国内定期便を往復利用する旅行商品。 この場合、出発日を3日以上設定すること。</p> <p>2 福島空港国内チャーター便を利用する旅行商品。</p>	<p>補助対象要件を満たす旅行商品を販売する場合、広告宣伝に関する経費の合計額（消費税込）又は次に定める額のいずれか低い額を補助額とする。</p> <p>ただし、同一商品への補助は1回限りとする。</p> <p>なお、福島空港利用以外の旅行商品と併せて1つのチラシやパンフレット、広告等となる場合には、掲載面積やページ数の割合等により、広告宣伝に関する経費を按分し、補助対象経費を算出するものとする。</p> <p>1 定期便を利用した旅行商品 15万円</p> <p>2 チャーター便を利用した旅行商品 25万円</p>